

「秋田市エイジフレンドリーシティ」シンボルマーク使用取扱要領

平成27年8月31日
福祉保健部長決裁

（趣旨）

第1条 この要領は、「秋田市エイジフレンドリーシティ」シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定め、適正かつ積極的な活用を図ることにより、エイジフレンドリーシティ実現に向けた取組を推進するものとする。

（定義）

第2条 この要領において「シンボルマーク」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 別図第1に定めるシンボルマークのデザイン
- (2) 別図第2に定めるシンボルマークのデザイン
- (3) 別図第3に定めるシンボルマークのデザイン
- (4) 別図第4に定めるシンボルマークのデザイン
- (5) 別図第5に定めるシンボルマークのデザイン
- (6) 別図第6に定めるシンボルマークのデザイン

（権利）

第3条 シンボルマークの一切の権利は、秋田市に帰属する。

（使用料）

第4条 シンボルマークの使用料は、無料とする。

（使用申請）

第5条 シンボルマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ「秋田市エイジフレンドリーシティ」シンボルマーク使

用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して秋田市長（以下「市長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国又は秋田県内の地方公共団体等が主催するエイジフレンドリーシティの推進に関する事業で使用するとき。
- (2) 市内の学校および児童施設等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関等が、エイジフレンドリーシティの推進に関する報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) その他、市長が適当と認めたとき。

（使用承認）

第6条 市長は、申請書を受理したときは、次の各号のいずれかに該当するときは除き、シンボルマークの使用を承認するものとする。

- (1) 市の信用および品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) シンボルマークの形状、配列、色調などを加工して使用するとき。
- (4) 営業又は販売物に使用するとき。ただし、あらかじめ秋田市と協議し、許諾を得たものは除く。
- (5) 事業、商品やサービスの品質を明確に保証するものとして利用するとき。
- (6) 特定の政治、思想および宗教の活動に関して使用されると認められるとき。
- (7) その他、市長が適当でないとき。

2 市長は、シンボルマークの使用について承認又は不承認の決定をしたときは、「秋田市エイジフレンドリーシティ」シンボルマーク使用承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により承認するに当たっては、必要な条件を付すことができる。

(使用上の遵守事項)

第7条 シンボルマーク使用の承認を受けた者(以下「被承認者」という。)は、シンボルマークを使用するとき、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) シンボルマークの形状、配列、色調などを加工してはならないものとする。
- (2) 使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならないものとする。
- (3) 商標権、意匠権等の知的財産権を取得してはならないものとする。
- (4) 承認された用途のみに使用し、市長が指示する使用条件に従うものとする。

(見本の提出)

第8条 被承認者は、当該承認に係る見本品等を申請書提出後速やかに市長に提出しなければならない。ただし、提出困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(使用内容の変更)

第9条 被承認者は、シンボルマーク使用承認(不承認)決定通知書の使用内容について変更しようとするときは、直ちに「秋田市エイジフレンドリーシティ」シンボルマーク使用内容変更申請書(様式第3号)に必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、シンボルマークの使用内容の変更について承認又は不承認の決定をしたときは、「秋田市エイジフレンドリーシティ」シンボルマーク使用内容変更承認(不承認)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(承認の取消し等)

第10条 市長は、シンボルマークの使用がこの要領又は承認内容に違反し

ていると認められたときは、当該使用の承認を取り消し、又は使用を中止させることができる。

2 前項の承認取消しは、「秋田市エイジフレンドリーシティ」シンボルマーク使用承認取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 前2項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以降、当該承認に係る物件の使用、配布および掲示等をしてはならない。また、被承認者が前2項の規定に該当し、使用の承認を取り消され又は使用を中止することとなった場合は、市長はシンボルマークを使用した物件等の回収を命じることができる。

（使用期間）

第11条 シンボルマークの使用期間は、シンボルマーク使用承認（不承認）決定通知書の使用期間とする。

（免責）

第12条 秋田市は、この要領の規定に基づく処分によって、使用者および第三者が損害を受けることがあっても、一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、シンボルマークの使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年8月31日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和3年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際、現に提出されているこの要領による改正前の様

式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるとみなす。

- 3 この要領の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。